

令和元年9月12日

基本的な検索の注意事項として

- ・作物群で検索した場合には、カッコ内のただし書きで個別作物が除かれるものも検索されますので、実際に使用する際は、お手持ちの農薬のラベルを必ずご確認ください。

平成31年4月1日及び令和元年7月1日に見直された適用農作物の作物群に合わせ、農薬登録情報提供システムの見直しを実施いたしました。これに伴い、農薬登録情報提供システムを用いて農薬登録の情報を検索するには、以下の点にご留意願います。

お手数をおかけしますが、ご理解頂きますようお願いいたします。

なお、平成31年4月1日及び令和元年7月1日に見直された適用農作物の作物群については、別途、農林水産省からQ&Aが示されていますので、ご参照ください。

「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」(平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)に係るQ&Aについて(PDF:177KB)(農林水産省ホームページリンク)

① 適用作物群の見直しにより使用できる作物に対する基本的な考え方

- ・既登録の作物群に、今般新たに含まれることになった作物等にも、使用可能です。

例：「非結球あぶらな科葉菜類」に登録のある農薬を、「なばな類」など新たな作物群で「非結球あぶらな科葉菜類」に加わった作物に使用することができません。

- ・ただし、作物群Aでの登録に加え、作物群Aに含まれる個別作物Bにも既に登録がある場合は、①個別作物Bを除いた作物群Aに含まれる作物に対しては、作物群Aの登録内容に従って使用してください。②また、個別作物Bに対しては、個別作物Bの登録内容に従って使用してください。

例：「非結球あぶらな科葉菜類」に登録があつて、「なばな類」や「オータムポエム」にも登録がある場合は、「なばな類」や「オータムポエム」に対しては、これまでどおり「なばな類」や「オータムポエム」の登録内容で使用してください。

② 「うり類(漬物用)」について

今般の見直しにより廃止されましたが、お手持ちの農薬のラベルに「うり類(漬物用)」と記載されている場合には、これまでどおり、「うり類(漬物用)」に含まれる

作物に使用できます。お手数をおかけしますが、以下の表を参考に個々に検索をお願いいたします。

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
野菜類	うり類（漬物用）	赤毛ウリ	モーウィ	果実を収穫するもの
		食用ひょうたん		
		食用へちま		
		しろうり	あおうり、カリモリ、はぐらうり、青しまうり、くろうり、桂うり	
		漬物用すいか	源吾兵衛西瓜	未成熟な果実を収穫するもの
		漬物用まくわうり	ぺっちゃんうり	
		漬物用メロン		
		とうがん	かもうり、冬瓜	果実を収穫するもの
		はやとうり		
		ゆうがお	かんぴょう	

※廃止された「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について(平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知)の別表 1-1-②より抜粋

- ③ 「雑穀類」、「いね科細粒雑穀類」及び「とうがらし類」について
今般の見直しにより廃止されましたが、従来どおり検索可能です。
- ④ 「にんじん（葉）」について
今般の見直しにより、「根菜類」へ移動しました。ただし、今般の見直し前に「せり科葉菜類」として既に登録のある農薬については、「にんじん（葉）」にも使用可能ですので、これらの農薬については「せり科葉菜類」でも検索をお願いします。
詳細については、[農林水産省の Q & A の Q 4（農林水産省ホームページリンク）](#)をご参照ください。